

✚ 貨物概要

殺菌及び色付けを目的として湯通ししたさくらえび、スライス後同様に湯通ししたもんごういか及びボイル後殻を除去したあさりを、それぞれ凍結し、さくらえび 400 g、もんごういか 300 g、あさり 300 g を、シーフード・ミックスとしてそのまま使用出来るようにビニール袋（小売用等の表示はない）に密封したものの。

✚ 分類

関税率表第 0306.17 号（統計番号 0306.17-000）の冷凍したシュリンプ

✚ 分類理由

さくらえび及びもんごういかは、軽く湯通ししたものであり加熱調理されたものとは認められないことから、それぞれ、第 03.06 項及び第 03.07 項に分類されるものです。また、あさは、水煮により調理したのものとして第 16.05 項に分類されるものです。

それぞれが別の項に属する物品の混合物であることから、関税率表の解釈に関する通則 3(b)の規定にしたがい、重量比が最大のさくらえび（シュリンプ）に重要な特性があるものとして、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）